

撮影協力施設一覧表

No	施設名	カテゴリー	所在地	概要	撮影可の条件
1	アイ・リンクタウン展望施設	官公庁舎・公共施設	市川南1-10-1 ザ タワーズ ウェスト45階	展望施設は、地上150mから市内一円を360度のパノラマで楽しめる、絶好のビューポイントです。また、市内や東京方面の夜景もおすすめです。 天気が良ければ、東京スカイツリーと富士山のツーショットの他、筑波山や房総半島が見られます。	・市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例 ・市川市使用料条例・市川市アイ・リンクタウン展望施設使用料の取扱指針 他 ・休館日（毎月第1月曜日・年末年始）は施設点検のため撮影不可 ・マンション管理組合の許可を要する場合有
2	アイリンク情報コーナー	官公庁舎・公共施設	市川南1-10-1 ザ タワーズ ウェスト45階	アイ・リンク情報コーナーは、「ザ タワーズ ウェスト」45階にある、市川市の観光や物産の紹介・販売施設です。 また、おいしいドリンクを飲みながら市内の遠景を楽しむカフェスペースも完備されています。 その他、市川駅北口にある「いちかわ観光・物産案内所」との連携で、おすすめの観光ルートなども紹介しています。	・情報コーナーの一部を使用する場合は可
3	市川市市川駅南口図書館	文化施設	市川市市川南1-10-1 I-linkタウンいちかわザ タワーズ ウェスト3階	平日は午後9時まで開館している駅前の施設です。	・市川市立図書館の設置及び管理に関する条例 ・休館日及び図書館開館時間外の撮影となります
4	市川市市川子ども館	病院・福祉施設	市川市市川2-33-6	いきいきセンター市川と併設されています。	・市川市子ども館の設置及び管理に関する条例
5	市川市香取地域ふれあい館	官公庁舎・公共施設	市川市香取2-19-1	市民相互の交流及び市民が地域で自主的に行う活動を促進するために、集会室を貸し出している施設です。東京メトロ東西線の高架下に位置しています。	・市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例 ・市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例施行規則 ・市川市使用料条例 ・毎月最終月曜日のみ撮影可 ・併設施設（市川第一地区地域ケアシステム）の許可も必要
6	市川市木内ギャラリー	文化施設	市川市真間4-11-4	建物は、東京帝国大学を卒業後、法制局参事官補となり、農商務省商工局長などを歴任し、その後は貴族院議員となった木内重四郎氏により、明治45年から大正3年にかけて建造されました。 もともとの建物は和洋折衷様式でしたが、近代建築様式としての歴史的価値を広く鑑賞してもらうことを目的に、洋館部分を再築し市民ギャラリーとして活用しています。	・人物の撮影には肖像権について配慮すること ・館内展示物の撮影は事前相談のこと
7	市川市急病診療・ふれあいセンター 集会室	病院・福祉施設	市川市大洲1-18-1	市民サークル団体や会議等での利用されています。	・市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 ・市川市使用料条例、市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則等 ・毎月の最終月曜日、年末年始のみ撮影可
8	市川市勤労福祉センター	病院・福祉施設	南八幡2-20-1	勤労福祉センターは、勤労者・老人・女性及び児童の福祉の増進と文化教養の向上を図るための施設で、体育館が併設されています。	・市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例 ・市川市使用料条件 条例等に基づく詳細は、直接担当者問い合わせください。
9	市川市子ども発達センター	病院・福祉施設	市川市大洲4-18-3	行動・情緒、運動発達に課題のある子どもの通所施設で、子どもの発達に関する相談を行っています。	休所日（土曜・日曜・年末年始）のみ撮影可

10	市川市生涯学習センター (メディアパーク市川)	文化施設	市川市鬼高1-1-4	生涯学習センター(メディアパーク市川)は中央図書館、文学ミュージアム、教育センター、中央子ども館の4つの施設からなる複合施設です。“よむ”、“きく”、“まなぶ”、“あそぶ”をひとつの施設で可能にした新しいタイプの施設です。 また、ニッケコルトンプラザ、千葉県立現代産業科学館などが隣接しています。	・施設により休館日等が異なるため、事前協議が必要
11	市川市少年自然の家	店舗・宿泊施設	市川市大町280-4	大町公園に隣接しており、自然に親しみながら、集団生活や野外活動を通じて情操や社会性を豊かにし、少年の健全な育成を図ることをねらいとする施設です。 また、プラネタリウムを付設し一般公開をしています。	・施設と事前協議の上、施設利用者(宿泊者)がいる場合には、利用者の承諾を得ること
12	市川市スポーツセンター	スポーツ施設	市川市国府台1-6-4	第1体育館・第2体育館・柔道場・剣道場・トレーニング室・テニスコート・野球場・陸上競技場があります。 市川市内で最も大きなスポーツ複合施設です。	・市川市国府台公園内有料公園施設の管理に関する条例 ・市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例、市川市使用料条例 他 ・各施設全面を予約してもらうこと(第1体育館の1/2面だけとかは不可) ・使用を希望する日の属する月の前月の初日から空きがあれば施設の予約ができる ※ただし現実的には、全面の空きはほとんどない。 ・陸上競技場は、団体利用時以外は、個人利用なので、撮影不可
13	市川市中央図書館	文化施設	市川市鬼高1-1-4	複合施設の市川市生涯学習センター内にある施設で、外観はレンガ造りの建物で3階建てです。 中央図書館は1階大部分を占め、ワンフロアで構成されています。また、こどもとしゃかんは独立し、隣接しています。	市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 休館日及び図書館開館時間外での撮影となります。
14	市川市動植物園	アミューズメント施設	市川市大町284	レッサーパンダやオランウータンなどを展示しています。「なかよし広場」では開園時間中モルモットにいつでもふれることができます。	・来園者の通行の妨げにならないこと ・現状回復すること ・撮影に際しては当園の指示に従うこと ・報道および動物教養番組は無料、その他の媒体は市川市都市公園条例及び市川市使用料条例等に基づき使用料を徴収
15	市川市梨香園	病院・福祉施設	市川市大町77-19	障害福祉サービス生活介護事業所で障害を持った方が月曜から金曜の日中に通う施設で、市川市の最北部で周囲を梨畑に囲まれた、自然豊かな環境の中にあります。	・市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例 ・開園日(開園時間中)は利用者の肖像権に係る制約が生じる場合あり
16	市川市東山魁夷記念館	文化施設	市川市中山1-16-2	建物は20世紀の日本を代表する日本画家・東山魁夷が生涯の大半を過ごした市川市中山にあり、八角形の塔のある西洋風建築物です。光の注ぎ込むカフェレストラン、東山魁夷の愛した信州の森をイメージしたKAIの森があります。	・展示室内、ショップ、事務室での撮影は不可 ・原則、休館日月曜日(祝日の場合は開館し、直後の平日休館)のみ撮影可 ・展示替え休館中は不可
17	市川市文化会館	文化施設	市川市大和田1-1-5	大・小のホールをはじめ、展示室、茶室、華道室、会議室などを備えた市内の芸術文化の拠点となる施設です。	・人物の撮影には肖像権について配慮すること
18	市川市ボランティア・NPO活動センター	官公庁舎・公共施設	市川市八幡3-4-1(アクス本八幡2)	市民活動に「関心がある」「参加したい」方やボランティアを「受けたい」方の集いの空間です。 会議スペースやパソコン、印刷機・コピー機(有料)、紙折り機などが利用できるほか、市民活動に関する様々な情報を提供しています。	

19	いちかわ市民キャンプ場	アミューズメント施設	市川市柏井町2-992-1	市川北東部の雑木林に囲まれた環境の中にあり、通年利用可能なアウトドア施設です。	フィールドは公園緑地課の管理なので担当課の許可が必要。当日すべての利用者への撮影趣旨の説明と了解を取る。利用者のいない時は管理者へ説明と了解を取る。
20	市川老人いこいの家	病院・福祉施設	市川市市川2-33-6	老人いこいの家は高齢者の健康、教養、レクリエーション等に関するサービスを提供する施設です。	施設のみの撮影について可。詳細については要相談。
21	市立市川考古博物館	文化施設	市川市堀之内2-26-1	堀之内貝塚公園に隣接し、先土器（旧石器）時代から平安時代中ごろまでの市川の歴史を紹介しています。特に縄文時代と飛鳥～平安時代の資料が充実しています。1階ホールのコククジラ骨格標本が圧巻です。	詳細は応相談 隣接する堀之内貝塚公園での撮影は、みどり管理課への申請となるが、他の来館者や団体利用、駐車場の管理等の都合から、考古博物館へも連絡してほしい
22	市立市川自然博物館	文化施設	市川市大町284（市川市動物園内）	都市化の進んだ市川市周辺の自然環境や動植物について学ぶことが出来るほか、隣接地の大町公園自然観察園での自然観察体験を楽しむことができます。	<ul style="list-style-type: none"> 博物館内の展示などを撮影する場合には、博物館と事前に協議の上、一般の利用者に配慮すること 博物館資料の撮影を行う場合には、資料の取り扱いについて、博物館と事前に協議すること 大町公園自然観察園、その他市内自然観察敵地での学芸員による自然観察説明などの撮影を行なう場合には、博物館と事前に協議すること 「市立市川自然博物館」の協力であることを明示すること
23	市立市川歴史博物館	文化施設	市川市堀之内2-27-1	鎌倉時代からの市川の歴史や文化を紹介しています。特に海辺と台地、水路と陸路など、地形を生かした市川の生活や生業（塩づくり、海苔の養殖、米づくり、梨づくりなど）を、また郷土コーナーでは市川にかかわる人物や、新着収蔵資料及び季節の展示をとりあげています。	<ul style="list-style-type: none"> 市川市立博物館の設置及び管理に関する条例 撮影に際しては職員の指示に従うこと
24	衛生処理場	官公庁舎・公共施設	二俣新町15	敷地面積 約24,000㎡ 工業地域内の一面に位置します。	平日の月曜日から金曜日までの8時15分～16時30分、隔週の土曜日に開所しているが、その時間は、処理施設の関係で事前打ち合わせが必要。
25	江戸川サイクリングロード	水辺	（左岸）市川市国府台～上妙典 （右岸）市川市河原～下妙典	江戸川河口より野田市まで繋がる自転車歩行者専用道路です。河川敷の開放的な水辺の景色を臨む、市民の憩いの場として親しまれています。	<p>申請書の提出の際に以下の条件を付す</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が原因で、当該施設を破損もしくは汚損した場合は速やかに届け出て、新たに申請をし、申請者にて原形に復旧すること 事前に地元住民に十分説明し、苦情のないようにすること。また、第三者に損害を及ぼした場合は、申請者において対処すること 必要に応じ、交通保安員または誘導員を配備すること 別途、所管警察署の道路使用許可申請および江戸川河口出張所の届出書を提出すること
26	大柏出張所	官公庁舎・公共施設	市川市南大野2-3-19	出張所と大野公民館の複合施設です。	開庁時には、来庁者の個人情報の配慮が必要です。
27	大洲防災公園	公園	市川市大洲1-18	平常時は憩いやレクリエーションの場として、また災害時は江戸川の緊急用船着場や隣接する急病診療所と連携して、一時避難所や救援拠点や輸送の中継点として機能します。 少年野球等に利用できる多目的広場は災害時はヘリポートとして機能します。また、カマドになるベンチや、テントの張れるパーゴラなど、災害時用の各種機能が備わっています。	<ul style="list-style-type: none"> 公の秩序を乱し、または公園の風紀を乱すような撮影でないこと 撮影内容が、市川市都市公園条例第4条の行為の禁止事項に該当しないこと 一般の公園利用者に支障を与えないものであること（広い面積の占有等） 近隣住民へ迷惑のかかるものでないこと（騒音、光、臭い等） 撮影時間は原則日中とする。夜間の撮影に関しては、内容を確認の上で地元自治会に説明し、了承を得られた場合のみ可能とする その他、公園管理上問題となる行為を含まないこと

28	郭沫若記念館	文化施設	市川市真間5-3-19	中国・四川省樂山市出身の文学者・歴史学者・政治家である郭沫若（かくまつじゃく）氏が、昭和3年から約10年間にわたり、市川市の須和田で家族とともに暮らした旧宅を真間5丁目公園に移築・復元し整備したものです。	<ul style="list-style-type: none"> 人物の撮影には肖像権について配慮すること 館内展示物の撮影は事前相談のこと
29	河川敷野球場・サッカー場	スポーツ施設		<p>野球場（一般）6面 1～5・12号（少年）5面 6・7・9・10・11号 土曜・日曜日は大会が多く開催されています。</p> <p>サッカー場（一般）1面 日曜日は大会が多く開催されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例、市川市使用料条例 他 各施設全面を予約してもらうこと（第1体育館の1/2面だけなどは不可） 使用を希望する日の属する月の前月の初日から空きがあれば施設の予約ができる ※ただし現実的には、全面の空きはほとんどない。
30	観光・物産案内所	官公庁舎・公共施設	市川1-1-1	各種観光マップやガイドブックなどを取り揃え、市内の施設やイベント情報などの観光情報を提供するとともに、観光客のニーズに応じて市内の観光スポットへの案内をしています。 また、地元企業・団体等が、市川をはじめ県内各地の地場特産品の展示PR・即販も行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者に支障を与えない範囲で可
31	鑑賞植物園	アミューズメント施設	大町213-1	サボテン温室と大温室に355種、3,297本の植物を展示する本格的植物園です。	<ul style="list-style-type: none"> 来園者の通行の妨げにならないこと 現状回復すること 撮影に際しては当園の指示に従うこと 報道等は無料、その他の媒体は市川市都市公園条例及び市川市使用料条例等に基づき使用料を徴収 撮影時間は原則日中とする。夜間の撮影については、内容を確認のうえ地元自治会に説明をし、了承を得られた場合のみ可能。 その他、公園管理上問題となる行為を含まないこと
32	旧浅子神輿店	文化施設	市川市本行徳37-2	旧浅子神輿店は、室町時代末期の創業と伝えられる神輿をはじめとした神仏具の制作を家業とした老舗でした。建物は昭和4年上棟、2階建てで、屋根は切妻造り葺瓦葺きです。 市川市は平成21年に所有者の方のご協力で公有化し、この歴史的資産を保存することにしました。平成22年9月10日、国登録有形文化財に登録されています。	<ul style="list-style-type: none"> 人物の撮影には肖像権について配慮すること 館内展示物の撮影は事前相談のこと
33	行徳文化ホールI&I	文化施設	市川市末広1-1-48	639席を備えたホールと180人収容の大会議室のある施設です。 ホールはコンサートや演劇に、大会議室はダンスや展示会、会議室などに利用できます。	<ul style="list-style-type: none"> 人物の撮影には肖像権について配慮すること 館内展示物の撮影は事前相談のこと
34	クリーンセンター	官公庁舎・公共施設	田尻1003	敷地面積 約42,000㎡の江戸川放水路に面した清掃工場です。工場棟・事務棟・煙突からなり、隣接に温浴施設を有しています。	<ul style="list-style-type: none"> 24時間稼働の施設のため、撮影には打ち合わせが必要。
35	里見公園	公園	市川市国府台3-9	江戸川沿いの台地に位置し、かつて国府台城がありました。園内には噴水や花壇を配した西洋庭園があるほか、江戸川区・小岩から移築された北原白秋の旧宅「紫烟草舎」があります。春には桜まつりが開催され、お花見の人気スポットとなっています。	<ul style="list-style-type: none"> 公の秩序を乱し、または公園の風紀を乱すような撮影でないこと 撮影内容が、市川市都市公園条例第4条の行為の禁止事項に該当しないこと 一般の公園利用者に支障を与えないものであること（広い面積の占有等） 近隣住民へ迷惑のかかるものでないこと（騒音、光、臭い等） 撮影時間は原則日中とする。夜間の撮影に関しては、内容を確認の上で地元自治会に説明し、了承を得られた場合のみ可能とする その他、公園管理上問題となる行為を含まないこと
36	塩浜市民体育館	スポーツ施設	市川市塩浜4-9-1	第1体育館・第2体育館・第1武道場・第2武道場・相撲場・トレーニング室・テニスコートがある複合施設です。市川市内で相撲場があるのはこの施設だけです。	<ul style="list-style-type: none"> 市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例、市川市使用料条例 他 各施設全面を予約してもらうこと（第1体育館の1/2面だけなどは不可） 使用を希望する日の属する月の前月の初日から空きがあれば施設の予約ができる ※ただし現実的には、全面の空きはほとんどない。

37	自然観察園	アミューズメント	大町284	下総台地の典型的な自然景観を残している谷津を中心に、観察路や森林浴コースが整備されています。 夏にはホテルの観察ができる首都圏でも数少ない貴重な場所になっています。また、里山では初夏からヤマユリ、秋にはもみじ観賞が楽しめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者の通行の妨げにならないこと ・現状回復すること ・撮影に際しては当園の指示に従うこと ・報道等は無料、その他の媒体は市川市都市公園条例及び市川市使用料条例等に基づき使用料を徴収・撮影時間は原則日中とする。夜間の撮影については、内容を確認のうえ地元自治会に説明をし、了承を得られた場合のみ可能。 ・その他、公園管理上問題となる行為を含まないこと
38	じゅん菜池緑地	公園	市川市中国分4-27	周囲を木々に囲まれ、広々とした池を囲むように遊歩道が整備されています。春は梅、夏はツツジ、秋はキンモクセイの香り、もみじ・かえでの紅葉、冬は鴨の飛来など四季折々の自然が楽しめます。	<ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、または公園の風紀を乱すような撮影でないこと ・撮影内容が、市川市都市公園条例第4条の行為の禁止事項に該当しないこと ・一般の公園利用者に支障を与えないものであること（広い面積の占有等） ・近隣住民へ迷惑のかかるものでないこと（騒音、光、臭い等） ・撮影時間は原則日中とする。夜間の撮影に関しては、内容を確認の上で地元自治会に説明し、了承を得られた場合のみ可能とする ・その他、公園管理上問題となる行為を含まないこと
39	須和田公園	公園	市川市須和田2-34	弥生時代後期の須和田遺跡を整備し公園とした施設です。発掘調査が行われたときに、5棟の住居跡が発見され、布目瓦や紋様瓦、文字を墨書きした土器などが出土しました。 園内には中国文学者である郭沫若氏の「須和田」詩碑やバラコナーなどがあり、春は桜の名所となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、または公園の風紀を乱すような撮影でないこと ・撮影内容が、市川市都市公園条例第4条の行為の禁止事項に該当しないこと ・一般の公園利用者に支障を与えないものであること（広い面積の占有等） ・近隣住民へ迷惑のかかるものでないこと（騒音、光、臭い等） ・撮影時間は原則日中とする。夜間の撮影に関しては、内容を確認の上で地元自治会に説明し、了承を得られた場合のみ可能とする ・その他、公園管理上問題となる行為を含まないこと
40	清華園	文化施設	市川市中山4-14-1	平成4年9月7日、石井はな氏より寄贈された建物です。石井家は江戸時代中期の享保年間（1716～36）からこの地に住み、近代に入って文房具店と「清華堂」と名付けた書店を営み、中山町の発展に寄与しました。	<ul style="list-style-type: none"> ・人物の撮影には肖像権について配慮すること ・館内展示物の撮影は事前相談のこと
41	駐輪場	官公庁舎・公共施設	市川市八幡2-1731-1	条例に基づく、有料及び無料の駐輪場46箇所が主に駅周辺に配置されています。利用状況は、ほぼ満車状態です。	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪利用に支障にならないこと ・直接担当と協議願います。
42	市民農園	公園		農作物の栽培を通じて、農業の楽しさや難しさ、土とふれあうことの大切さを知ってもらうことを目的として開設しています。	農政課へ要事前連絡。
43	中国分スポーツ広場	スポーツ施設	市川市中国分4-25	少年サッカー・フットサル・ゲートボールなど多目的に利用できる人口芝グラウンドです。	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例、市川市使用料条例 他 ・各施設全面を予約してもらうこと（1/2面だけとかは不可） ・使用を希望する日の属する月の前月の初日から空きがあれば施設の予約ができる ※ただし土日の空きはほとんどない。
44	文学ミュージアム	文化施設	市川市鬼高1丁目1番4号	市川市ゆかりの文学者、映像作家、写真家など、幅広いジャンルの作家に関する資料の展示、収集を目的に、2013年（平成25年）7月に生涯学習センター（メディアパーク市川）にオープンした施設です。	<ul style="list-style-type: none"> ・人物の撮影には肖像権について配慮すること ・館内展示物の撮影は事前相談のこと
45	水木洋子邸	文化施設	市川市八幡5-17-3	2003年（平成15年）4月8日、水木洋子さんが逝去され（享年92歳）、自宅や自筆原稿など一切の財産は、水木さんの生前の意思により、市川市に寄贈されました。	<ul style="list-style-type: none"> ・人物の撮影には肖像権について配慮すること ・館内展示物の撮影は事前相談のこと

46	南行徳市民談話室	官公庁舎・公共施設	市川市南行徳1-21-1	複合施設の南行徳市民センター2階、3階部分に地域住民の交流の場として設置された施設です。 集会室5室（うち簡易防音室2室）、多目的ホール1室（120人収容、可動ステージ有）から構成されています。	<ul style="list-style-type: none"> 市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例 市川市南行徳市民談話室を使用する団体への使用期限に関する基準 休館日（年末年始を除く毎月最終月曜日の9時から17時）のみ撮影可
47	八幡市民談話室	官公庁舎・公共施設	市川市八幡2-4-8	各種サークル展等の発表の場の提供、文化・観光情報の提供、展示パネルを使っての市川ゆかりの文化人等の紹介を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> 人物の撮影には肖像権について配慮すること 館内展示物の撮影は事前相談のこと
48	芳澤ガーデンギャラリー	文化施設	市川市真間5-1-18	市民の身近なところで芸術・文化に親しめるよう、様々な事業を企画・実施しています。その一環として、平成14年3月に芳澤月恵氏から寄贈された敷地を利用して、庭園を生かした「芳澤ガーデンギャラリー」として整備、オープンしました。	<ul style="list-style-type: none"> 人物の撮影には肖像権について配慮すること 館内展示物の撮影は事前相談のこと
49	リサイクルプラザ	官公庁舎・公共施設	南八幡2-18-9 分庁舎A棟1階	家庭で不用になった家具やベビー用品のうち、再利用可能な家具等に必要とされる修繕を施し、再生品として展示・販売する施設です。	<ul style="list-style-type: none"> 来館者の利用の妨げにならないこと（来館者の個人情報に十分に配慮すること） 事前に必ず連絡をくれること（撮影日については要相談） 展示品を傷つけないこと